

芦屋市立あしや温泉の活用検討に向けた
サウンディング型市場調査（実施要領）

令和 7 年 9 月

芦屋市

目 次

1	調査の目的	1
2	施設概要	1
3	施設等活用条件	1
4	サウンディング型市場調査の流れ	2
5	留意事項（必ずご確認のうえ、ご参加ください）	3
	（1） 参加及びサウンディング内容の取扱い	3
	（2） サウンディングに関する費用及び説明資料の提出	3
	（3） 実施結果の公表	3
	（4） 参加条件等	3
6	お問い合わせ先	3

1 調査の目的

芦屋市立あしや温泉（以下、「あしや温泉」）は、本市の「公共施設の最適化構想（令和3年策定）」において、建築設備の更新時に今後の方向性の検討を要する施設と位置付けており、さらには令和8年度末、現在の指定管理者との契約が満了を迎えるところです。

これまで、あしや温泉は、公衆衛生の向上及び増進に寄与することに加え、利用者のふれあいの場として地域コミュニティ形成の機会としての役割も担ってまいりました。

この度、設備等の更新が必要となり、後述のとおり更新時期、利用実態、設置目的に対して果たしてきた役割等を総合的に勘案した結果、市民へのサービス提供及び機会の確保について、現状での継続は困難であると考えたことから、民間事業者等との対話を通じて、源泉及び本施設の市場性等を把握し、市の資源を最大限に活用する方法を模索するため、本市場調査を実施いたします。

2 施設概要

【資料1】 芦屋市立あしや温泉（施設概要）をご覧ください。

3 施設等活用条件

施設を活用した事業案をご検討いただく際は、以下の条件を考慮してください。

詳しくは、「ヒアリングシート」（別紙2）を参照ください。

- ・ 土地は引き続き市が保有します。
- ・ 温泉事業、又は源泉を活用した事業に限ります。

4 サウンディング型市場調査の流れ

時 期	内 容
令和7年9月3日(水)	サウンディング型市場調査実施の公表、及び受付開始
令和7年9月30日(火)	エントリーシート提出期限
令和7年10月6日(月) ～令和7年10月17日(金)	個別対話(施設見学含む)実施期間
令和7年10月24日(金)	ヒアリングシート提出期限
令和7年12月(初旬頃)	サウンディング調査結果公表(芦屋市ホームページ)

① サウンディング参加の申し込み

「エントリーシート」(別紙1)、に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に提出してください。

なお、件名は、『あしや温泉サウンディング申込』として下さい。

【申込期間】令和7年9月3日(水) から令和7年9月30日(火)まで

② ヒアリングシートの提出

「ヒアリングシート」(別紙2)、に必要事項を記入し、電子メールに添付のうえ、期間内に提出してください。

なお、件名は、『あしや温泉サウンディング意見』として下さい。

【提出期限】令和7年10月24日(金)まで

③ 個別対話(施設見学)の実施(アイデア及びノウハウの保護のため、対話は個別で行います。)

【日時・場所】

令和7年10月6日(月)から17日(金)まで

上記期間のうち、1時間程度、市役所内の会議室で行います。

なお、詳細については後日連絡します。

【参加対象者】

民間事業者等(事業の主体となる意向を有する法人、又は法人のグループ)

【個別対話の内容及び実施方法】

市場性や活用方法について、参加者様から幅広くご意見を伺い、今後のあり方の整理に役立てたいと考えておりますので、是非とも、個別対話にもご参加くださいますようお願いいたします。

(※施設見学につきましては、個別に連絡します。)

5 留意事項（必ずご確認のうえ、ご参加ください）

(1) 参加及びサウンディング内容の取扱い

ア サウンディングへの参加実績が、今後、本施設の取扱いに関する事業者の評価等に何ら影響を及ぼすものではありません。

イ 提案いただきました内容は、今後の事務手続きの参考とさせていただきますが、その内容自体が、今後について、何ら拘束するものではありません。

(2) サウンディングに関する費用及び説明資料の提出

サウンディングへの参加に要する費用は、提案者様のご負担となりますので、ご了承ください。

(3) 実施結果の公表

ア 実施結果については、概要を本市ホームページで公表します。

イ 公表にあたっては、事前に参加者等に、その内容の確認を行います。

ウ 参加者等の名称及びノウハウに係る内容については、公表しません。

(4) 参加条件等

本実施要領公表の日から調査票の提出日までの間において、次の要件のいずれかを満たさない者がいる場合には、参加者及び参加者の構成員となることができません。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

イ 芦屋市暴力団排除条例（平成24年3月条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等若しくは同条第3号に規定する暴力団経営支配法人等又は同条例第7条に規定する暴力団員等と関係を有しないこと。

6 お問い合わせ先

所管課：芦屋市役所市民生活部環境・経済室環境課

住 所：〒659-8501 芦屋市精道町7番6号

E-mail：kankyo@city.ashiya.lg.jp

開庁時間：平日9時から17時まで（正午～午後0時45分は除く）